

市町村からの計画にかかる意見等に対する回答

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出市町村	回答	担当ライン	
概要版								
1	-	-	「全国を上回るスピードでの高齢化の進行及び高齢単身世帯の比率の増加」の「比率の」は不要ではないか。		会津美里町	高齢単身世帯については、「一目でわかる福島県の指標2020」の「高齢単身世帯の割合」より値を引用しているため、「比率」としております。	啓発	
2	-	-	「SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた…（略）」において、「フェアトレード商品」と「エシカル消費」という言葉は、県民に浸透していないと思われる。		会津美里町	「フェアトレード」及び「エシカル消費」という言葉につきましては、御指摘のとおり、まだ県民へ十分には浸透していないと考え、本文中（12頁）に注釈を掲載しております。	啓発	
第2 消費者を取り巻く現状と課題								
3	5	1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化	(1) 高齢化の進行	8行目「発生する可能性も考えられます。」とあるが、もうすでに発生していると思われる。		会津美里町	御意見のとおり、実際に発生している事案もあると考えますが、本項目では「消費者トラブルに巻き込まれたときに」という仮定で記載しているため、こうした表現としております。	啓発
4	13	〃	(7) 災害発生等に関連する消費者トラブル等	24行目「一時的に」及び25行目「災害や感染症の流行の際には、」は不要ではないか。		会津美里町	御意見を踏まえ、「一時的に」を削除します。「災害や感染症の流行の際には、」は状況の説明として必要と考えます。	啓発
5	15	〃	(9) 消費者教育の推進の必要性	20行目「消費者教育を受ける機会を提供し」とあるが、誰が提供するか不明。		会津美里町	42頁に記載のとおり、主に行政が主体となって出前講座やテレビ等の広報媒体活用、情報紙の発行等による消費者教育を行います。それに加え、消費者団体や事業者、事業者団体等の多様な主体と連携して、消費者教育を受ける機会を提供し、総合的、体系的、効果的に推進してまいります。	啓発
6	15	〃	〃	22行目「効果的に推進していく必要があります」とあるが、誰が推進するか不明。		会津美里町		
第3 基本理念								
7	25	2 本計画において目指すべき社会の姿等	(4) 環境への負荷低減その他の環境の保全への配慮	図「エシカル消費」の具体例の一部の「人への配慮」において、「働きたい障害がある人」とあるが、「障がい」ではないか。		会津美里町	御意見を踏まえ、記載を修正します。	啓発
第4 施策の展開								
8	27	1 消費者被害の防止と救済	(1) 消費生活相談体制の充実・強化	現状と課題の2行目「高齢化の進展」とあるが、「進行」ではないか。		会津美里町	御意見を踏まえ、記載を修正します。	相談

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出市町村	回答	担当ライン
9	27 28	〃 (1) 消費生活相談体制の充実・強化 (2) 市町村の消費生活相談窓口に対する支援	「県消費生活課HPへの“消費生活相談FAQ”の設置の検討」を取組に追加してはどうか。	一般的な相談内容であれば消費者自身で解決方法を導き出すことが可能となり、県の相談体制の強化に加え、市町村の相談窓口の負担軽減(=支援)にもつながる。	いわき市	今後の消費者行政に関する取組の参考とさせていただきます。	啓発 相談
10	31	2 安全・安心な消費生活の確保 (1) 商品等の表示等の適正化、消費生活取引の適正化	施策の方向の3行目「県と市の関係部局が連携・協力して」とあるが、町村は関係しないのか。		会津美里町	個別法に基づく不当表示に対する指導・助言・勧告等については、県及び関係する市が行うことと規定されていますので、分かりやすい表現に修正します。なお、商品等の不当表示による被害防止に向けた周知や不当表示が疑われる事案の情報提供につきまして、引き続き御協力願います。	企画